

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法行動計画

令和 7 年 3 月 25 日
学校法人 柴田学園

柴田学園は、教職員の仕事と子育ての両立を図り、職業生活における次世代育成、女性活躍を支援することを目的に、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法の規定に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 目標と実施時期・取組内容

目標

男女とも子の看護休暇利用率を令和 10 年 3 月末までに 50 % 以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

- ・令和 7 年 4 月～ 育児・介護休業規程を改正し周知する。
- ・令和 7 年 6 月～ 前年実績の調査を実施する。
- ・令和 7 年 7 月～ 子の看護休暇について学園内メール等で周知を行う。